

# 新城市訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 新城市が開設する新城市訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員が、要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 新城市訪問看護ステーション
- ② 所在地 愛知県新城市字東沖野20番地12

(職員の職種、員数、及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

| 職 種  | 資 格      | 員 数       |
|------|----------|-----------|
| 管理者  | 経験のある看護師 | 1名（常勤）    |
| 看護職員 | 看護師      | 10名以上（常勤） |
| 事務職員 |          | 1名（非常勤）   |

(1) 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の見込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行なうとともに、自らも事業の提供に当る。

所属職員を指揮・監督し、適切な事業運営が行われるように管理・統括する。

(2) 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む）を作成し、事業の提供に当る。

(3) 事務職員は、ステーションの運営に係る事務及び訪問看護療養費等の請求事務を行なうものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とし、必要に応じて適切な対応ができる体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害・日常生活の状態や療養環境のアセスメント
- ② 清潔の保持、食事および排泄等療養生活の支援
- ③ 褥瘡の予防・処置
- ④ 日常生活・社会生活の自立を図るリハビリテーション
- ⑤ ターミナル期の看護
- ⑥ 認知症の看護
- ⑦ 療養生活や介護方法の指導・相談
- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ その他医師の指示による必要な医療処置など

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、負担割合証に記載の額とする。

- 2 利用料については、新城市訪問看護ステーションの設置及び管理に関する条例第5条（使用料）のとおりとする。
- 3 費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(事業の実施地域)

第8条 事業の実施地域は、新城市内とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行なうとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(虐待防止に関する事項)

第10条 ステーションは、虐待の予防及び早期発見のため、次の措置を講ずる。

- ① 虐待の防止及び早期発見等の対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について看護職員等に周知徹底を図る。
- ② ステーションにおける虐待防止に関する指針を整備する。
- ③ 看護職員等に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- ④ 上記①から③までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する留意事項)

第11条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。(改訂)